

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	11月1日、定期検査中の使用済燃料プール内キャスク置き場において、プール底部にボルト1本とゴム状の板1枚を発見し、回収した。 (11月2日公表済) その後、同キャスク置き場を清掃した後、改めて目視確認したところ、11月17日、同キャスク置き場の底部にワッシャー1個(直径:約2.6cm、厚さ:約0.4cm)を発見し、回収した。今後、原因を調査する。 当該ワッシャーによる使用済燃料等への影響はないものと考えている。引き続き、異物混入防止対策を徹底していく。	GⅢ	11月18日公表済 (PDF177KB)

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器出口弁のグランド部より水のリーク(約0.45リットル、汚染なし)が認められたため、当該部を点検・調整	GⅢ	
2	5号機	制御棒の全数1ノッチ動作確認試験において、制御棒(14-35)に動作不良(引抜き不可)が認められたため、当該制御棒駆動水圧制御装置を点検・調整	GⅢ	
3	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク混合ポンプ用洗浄水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク(C)混合用再循環弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備建屋の灰ドラム缶移送モノレールホイスト(B)の点検において、遠隔操作用ペンダントスイッチに吊り金具取付け部の破損が認められたため、当該ペンダントスイッチを交換	GⅢ	
6	集中環境施設	洗濯廃液処理系サンプルタンク(B)の廃液入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備(A)1次セラミックフィルタ(D)逆洗用空気供給配管の伸縮継手にピンホールが認められたため、当該伸縮継手を点検・修理	GⅢ	
8	その他	海生物処理設備脱水機(B)に弁動作異常を示す警報が発生し、確認の結果、同脱水機用ろ布調整用シリンダ(B)の制御回路にヒューズの断線が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	